

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：美馬市水道事業会計

事業名	上水道（末端給水事業）		
事業開始年月日	昭和28年11月	地方公営企業法の適用・非適用	✓ <input type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	美馬市	職員数（H22. 4. 1現在）	10人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

#### 2 財政指標等

資本費	80円（21年度）	財政力指数	0.322（21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	90.8%（21年度）	実質公債費比率（%）	15.7%（22年度）
		将来負担比率（%）	114.6%（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月1日 合併前市町村：美馬町、脇町、穴吹町 ] [統合内容：合併により、水道事業、水道事業会計、組織を統合した。 ]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	美馬市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	美馬市水道事業管理者 牧田 久
既存計画との関係	美馬市総合計画、美馬市行財政システム改革実施計画
公表の方法等	ホームページによる公表、3月議会での説明予定
基本方針	人件費の抑制・事業の計画的実施等により、効率的な水道事業と、安心安全な水の安定給水を実施する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	64,527.1			64,527.1
	補償金免除額	14,573.3			14,573.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		8,355.6		8,355.6

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	上水道事業債	64,527.1			64,527.1
合 計 (A)		64,527.1			64,527.1
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		64,527.1			64,527.1

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	上水道事業債		8,355.6		8,355.6
合 計 (A)			8,355.6		8,355.6
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			8,355.6		8,355.6

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>合併時（平成17年3月1日）の給水人口は27,886人あったものが、現在では、25,302人に減少し、高齢化率も高く、将来も減少が予想される。</p> <p>平成19年度からの繰上償還に伴う財政健全化計画の実施により、職員の削減、建設改良費の抑制、新規起債発行額の抑制等により、累積欠損金は無くなり、平成21年度で約65百万の純利益を得た。</p>
経営課題	<p>課題 ① 建設改良費の増加 送・配水管や配水池など施設の老朽化が進み、今後、施設耐震化や老朽管の布設替えが増加し、建設改良費の増加が見込まれる。</p> <p>課題 ② 人件費の抑制 合併時から職員の削減、退職者の不補充を行い、人件費の抑制に努めているが、今後も引き続き人件費の抑制に努めていく。</p> <p>課題 ③ 料金水準の統一 平成19年10月から水道料金を一部改定した。今後は事業の経営状況を勘案しながら、料金改定を検討する。</p> <p>課題 ④ 簡易水道統合 平成28年度の簡易水道統合に向け、準備を進めているが、現在簡易水道経営については、一般会計からの繰入金に依存している傾向にあり、統合後は水道事業経営が圧迫される可能性がある。</p> <p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)		111.4	108.2	112.3	113.4	119.4	115.1	116.2	114.7	112.4	111.5
資本費 (円又は%)		85.16	85.12	80.65	80.23	78.79	80.62	80.74	84.03	87.73	90.41
総収支比率(法適用) (%)		110.2	108.3	111.3	113.8	115.6	114.9	115.7	114.2	112.0	111.1
経常収支比率(法適用) (%)		102.5	104.8	111.0	112.4	114.1	113.9	114.9	113.4	111.2	110.3
営業収支比率(法適用) (%)		143.0	145.1	149.4	149.9	151.6	148.9	150.4	147.9	144.3	142.7
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		80.7	59.4	73.2	82.2	85.6	85.5	78.8	87.3	85.0	83.8
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0	0	0	0	0	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57
	うち基準内繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57
	うち基準外繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	資本的収入分 (%)										
	うち基準内繰入金 (%)										
	うち基準外繰入金 (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	給水原価を上回る水道料金を設定し、給水人口の減少や高齢化率の上昇による水道料金収入のゆるやかな減少。
2 他会計繰入金の見込み	現在も基準繰り入れ以内で経営しているが、将来も基準内繰入金は確保し、経営を行う
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資・資産売却等は無し。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	水道総合計画に沿った、事業実施や内部留保資金・積立金を活用して事業経営を行う。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
  - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し	2	
○ 定員管理	2	集中改革プランに基づき、職員の削減を実施している。また定員適正化計画に沿った運営を実施している。平成22年度では、平成17年度比2名減とした。
○ 給与のあり方	2	職員の給与制度については、国における給与制度改革を見据え、国及び県の基本的な考え方に沿った給与制度を構築していく。行財政システム改革実施計画により、平成18年度から特別職給与を15～10%、一般職給与を5%削減するとともに、管理職手当については2%引き下げることにより、人件費総額を抑制する。(給与カットにより期末手当、勤勉手当等も減額反映) 平成21年度は、行財政システム改革の成果により一般職給与については、カットはしていないが、管理職については、1%～3%のカットを実施している。また手当では、特殊勤務手当の見直しにより、平成17年度において、水道業務手当などを廃止をした。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	2	国家公務員に準拠した、給与構造の見直しを平成18年度に行った。地域手当は、支給していない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	2	技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組方針については、平成21年3月に決定・公表している。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	2	普通退職時特別昇給は実施していない。
◇ 福利厚生事業のあり方		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	2	送・配水管修理・水質検査・電気保安管理・施設警備・工事設計等を一部民間委託して平成16年度を基準に毎年10%削減している。今後も民間委託を推進し、経費削減に取り組みたい。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	2	メーター検針・水道料金集金を民間委託している。

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	3	平成19年10月から一部(美馬町)水道料金の値上げをしている。今後の経営状況等を勘案しながら、平成23年度からの料金改定に向け現在料金検討中である。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	2,3	地方公営企業法40条の2の2項により毎年公表している。また、市の広報誌でも、定期的に公開している。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	2	財政状況の公表については、地方自治法第243条の第1項の規定による財政状況の公表を他会計と同様に年2回、美馬市公告式条例5条の規定により行っている。
○ 行政評価の導入	2	行財政システム改革実施計画において、事務事業評価システムの導入を図ることとしており、平成18年度から試行実施した事務事業評価について、その事務事業を総合計画の体系に分類し評価を行い、その評価結果に基づき、事務事業の見直しを行う。
4 その他	1,4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設耐震化や老朽管布設替等による建設改良費の増加に対し、市総合計画等に基づき計画的に実施する。積立金や内部留保資金も活用し、起債発行額の抑制に努める。</li> <li>・簡易水道統合については、統合後も基準内繰入金を確保し、料金改定の検討を行い、財政状況維持に努める。</li> <li>・収入の確保として、未収金対策を実施している。督促状・催告状の発送、悪質滞納者への給水停止の実施などを行い、さらなる徴収強化を図る。</li> </ul>

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>職員数は、平成18年度から平成19年度に1名削減、20年度から21年度で1名削減し、10名体制で運営している。</p> <p>人件費の総額の削減は、行財政システム改革実施計画により、平成18年度から特別職給与を15～10%、一般職給与を5%削減するとともに、管理職手当については2%引き下げることにより、人件費総額を抑制した。現在は特別職給与及び管理職手当減額を継続している。</p> <p>現在、行財政システム改革実施計画中（平成17年～平成22年）、「定員管理の適正化」で掲げた職員削減目標数を上回る削減を進めている。今後について計画は現在検討中であるが、引き続き事務事業の見直しの中で、1名削減を目標に適正な職員数を把握し、経常経費の抑制に努める。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>維持管理費や人件費の抑制を図りながら、平成19年度10月から一部（美馬町）を8.3%値上げし、経費削減に努めた結果、平成20年度決算では、繰越欠損金の解消に至り、平成21年度で約65,000千円の純利益となった。今後は、起債残高や建設改良費、内部留保資金等経営状況を勘案し、料金改定を実施できるように料金検討を行う。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>平成17年度（合併後）からは、他会計からの繰入金無し（基準内繰入金は消火栓維持管理料のみ）で、経営をしている。今後も同一方針で行う。</p>
4 未収金対策	<p>悪質滞納者に対して、給水停止を実施している。また、督促状や催告状の発送、電話等により収納率の向上を図る。</p>
5 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>職員数は、平成18年度から平成19年度に1名削減、20年度から21年度で1名削減し、10名体制で運営している。</p> <p>人件費の総額の削減は、行財政システム改革実施計画により、平成18年度から特別職給与を15～10%、一般職給与を5%削減するとともに、管理職手当については2%引き下げることにより、人件費総額を抑制した。現在は特別職給与及び管理職手当減額を継続している。</p> <p>現在、行財政システム改革実施計画中（平成17年～平成22年）、「定員管理の適正化」で掲げた職員削減目標数を上回る削減を進めている。今後について</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>維持管理費や人件費の抑制を図りながら、平成19年度10月から一部（美馬町）を8.3%値上げし、経費削減に努めた結果、平成20年度決算では、繰越欠損金の解消に至り、平成21年度で約65,000千円の純利益となった。今後は、起債残高や建設改良費、内部留保資金等経営状況を勘案し、料金改定を実施できるように料金検討を行う。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>平成17年度（合併後）からは、他会計からの繰入金無し（基準内繰入金は消火栓維持管理料のみ）で、経営をしている。今後も同一方針で行う。</p>
4 未収金対策	<p>悪質滞納者に対して、給水停止を実施している。また、督促状や催告状の発送、電話等により収納率の向上を図る。</p>
5 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画初年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画2年度)	平成25年度 (延長計画3年度)	平成26年度 (延長計画4年度)	平成27年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)	16.4	9.6	4	0	0	0						
		延長計画の目標値		8.5	0	0	0	0						
	企業債現在 高	当初計画の目標値 (実績値)	3,429	3,230	3,189	3,290	3,329	3,521						
		延長計画の目標値		3,236	3,198	3,053		3,046		2,986	2,965	2,937	3,005	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
	2	料金改定率		美馬町8.3%					美馬町7.6%					
		改善効果額(料金の適正化)		7	10	10	10	25	62					
	4	未収金の徴収対策		80.1%徴収	80.5%徴収	80.9%徴収	81.3%徴収	81.7%徴収						
		改善効果額		1	1	1	1	1	5					
	3	一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)												
		資産の有効活用												
		改善効果額(収入増額)												
		その他( )												
		改善効果額												
	【経費の削減】													
	1	職員給与費の適正化												
		職員給与と費(退職手当以外)			102	102	106	106	106					
		改善効果額			0	0	-4	-4	-4	-12				
給与水準			52	52	54	54	54							
改善効果額			-1	-1	-3	-3	-3	-11						
	その他( )			50	50	52	52	52						
	改善効果額			1	1	-1	-1	-1						
	維持管理費等													
	改善効果額(適正化)													
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
	その他( )													
	改善効果額													
当初計画改善効果額 合計									55					
(参考) 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									50					

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
	2	料金改定率												
		改善効果額(料金の適正化)						0		0	0	0	0	0
	4	未収金の徴収対策												
		改善効果額						0		1	1	1	1	4
	3	一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)												
		資産の有効活用												
		改善効果額(収入増額)												
		その他( )												
		改善効果額												
	【経費の削減】													
	1	職員給与費の適正化												
		職員給与と費(退職手当以外)						100	100		95	94	94	94
		改善効果額							0		5	6	6	6
給与水準						48	48		46	45	45	45		
改善効果額							0		2	3	3	11		
	その他( )					52	52		49	49	49	49		
	改善効果額						0		3	3	3	3		
	維持管理費等													
	改善効果額(適正化)													
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
	その他( )													
	改善効果額													
延長計画改善効果額 合計 A													27	
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B														
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C														
A+B+C														
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)													15	

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

## (1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

## ② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第4年度)
給水人口 (千人)	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25
年間総有収水量 (千 $m^3$ )	3,084	3,034	2,933	2,949	2,919	2,890	2,861	2,832	2,804	2,776
公称施設能力 ( $m^3$ /日)	20,190	19,613	19,613	19,613	19,613	19,613	19,613	19,613	19,613	19,613
1日最大配水量 ( $m^3$ /日)	13,618	15,402	13,801	13,465	13,450	13,400	13,387	13,373	13,360	13,346
最大稼働率 (%)	67.45	78.53	70.37	68.65	68.58	68.32	68.25	68.19	68.12	68.05
供給単価 ( $\text{円}/m^3$ )	172	172	175	175	177	179	180	182	184	186
給水原価 ( $\text{円}/m^3$ )	155	160	157	154	153	155	155	159	163	166

## ③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成21年度において、上水道・簡易水道事業統合計画を策定した。平成28年度統合予定であるが、統合に際して建設改良費や起債発行額の増加等が予想される。現在簡易水道事業は一般会計からの繰入金に依存しており、統合後は繰入金の減少も想定され水道経営が圧迫されることが考えられる。  
今後も統合については、費用対効果や経営財政状況を勘案しながら、事業計画について柔軟な対応をしていく必要があると考える。